

# 入札説明書等配布資料一覧表

件 名 秋田県立循環器・脳脊髄センター  
総合医療情報システム更新支援業務

番号	資 料 名	部 数 等
1	入札説明書	1部（地方独立行政法人秋田県立病院機構 契約事務取扱規程及び会計規規程抜粋含む）
2	仕様書	1葉
3	契約書（案）	1部
4	入札参加資格確認申請書	1葉
5	入札書	1葉
6	委任状	1葉

上記内容について、落丁等がないか確認してください。

秋田県立循環器・脳脊髄センター

# 入札説明書

令和7年1月14日

この入札説明書は、秋田県立病院機構契約事務取扱規程（以下規程）及び本件入札に係る公告（以下「入札公告」という。）のほか、一般競争入札に参加しようとする者（以下「競争参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項を明らかにするものである。

## 1 担当等

### （1）住所及び担当名

秋田市千秋久保田町6番10号 郵便番号 010-0874

秋田県立循環器・脳脊髄センター 事務部 総務管理課

電話番号 018-833-0115

FAX番号 018-833-2104

### （2）入札執行者

地方独立行政法人秋田県立病院機構 理事長 鈴木 明文

## 2 入札に付する事項

### （1）件名

入札公告のとおり

### （2）規格・仕様等

仕様書のとおり

### （3）契約期間

入札公告のとおり

### （4）委託場所

秋田市千秋久保田町6番10号 秋田県立循環器・脳脊髄センター

## 3 入札参加資格

入札に参加する資格を有する者は、次のすべての要件を満たしている者とする。

（1） 秋田県立病院機構契約事務取扱規程第3条第1項、第3項及び第4項の規定に該当しないこと。

（2） 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続き開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

（3） 秋田県が発注する業務委託等の競争入札に参加する資格を有すること。

## 4 入札参加資格確認申請書等の提出

（1） 入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書等を次により提出しなければならない。

① 提出書類等

入札公告のとおり

② 提出方法

1 (1) へ持参又は郵送にて行うこと

③ 提出期間

入札公告のとおり

④ 提出時間

入札公告のとおり

(2) 期限までに(1)①の資料を提出しない者又は審査の結果、入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

(3) 提出された資料は返却しない。また、資料の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

なお、提出された資料は公表しない。また、無断で使用することはない。

5 仕様書等に対する質問

入札日の2日前までFAXまたは電子メールにより受付する。

6 入札書の提出等

(1) 入札参加資格があると認められた者は、開札予定日時に入札書を持参し提出するとともに開札に立ち会わなければならない。

ただし、やむを得ない場合は郵送によることができ、その場合は二重封筒の外封筒に「入札書在中」の旨を朱書きし、内封筒には6(5)を記載して配達証明付書留郵便により開札予定日の前日までに1(1)あてに提出すること。

(2) 開札に立ち会う者の持参するもの

①開札に立ち会う者の身分証明書(運転免許証等)

②再度の入札に使用する印鑑(印影の変化する印鑑を除く。)

③委任状(代表者から入札等に関する委任を受けた者に限る。)

(3) 入札者又はその代理人は、開札場所に入場しようとするときは、入札執行職員に身分証明書等を提示しなければならない。

(4) 入札書の様式は、別添入札書の様式とする。

(5) 入札書は封筒に入れ、その封筒に「入札者の法人名等」、「開札日」及び「件名」を記載のうえ、提出すること。

(6) 入札金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 開札の方法等

(1) 開札は、原則として入札者又はその代理人が同席のもとに行うものとする。

なお、代理人が入札を行う場合は、別添の委任状を提出しなければならない。

(2) 開札をした場合において、入札金額のうち予定価格の範囲内の価格の入札がな

いときは、直ちに再度入札を行うので、入札者又はその代理人は開札に立ち会うこと。立ち会わない場合は、再度入札は辞退したものとみなす。

- (3) 入札は2回までとし、落札者のない場合は入札手続きをやり直すか、又は契約事務規程第19条第1項第7号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札者との随意契約の交渉を行うことがある。

## 8 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、入札価格が最も低い者を落札者とするが、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじの方法により落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない職員がその者に代わってくじを引かせ、落札者を決定する。

## 9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札
- (3) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- (4) 同一の入札について2人以上の入札者の代理人となった者の入札
- (5) 談合その他不正の行為によって行なわれたと認められる入札
- (6) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札
- (7) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (8) 記名押印を欠く入札（外国人又は外国法人にあっては、代表者又は代理人本人の署名をもって代えることができる。）
- (9) 所定の期日までに到着しない郵便による入札
- (10) (1)～(9)に定めるほか、指示した条件に違反すると認められる入札

## 10 契約書作成の要否

要

## 11 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札者の見積もった入札金額の100分の5以上の金額とする。ただし、契約事務取扱規程第7条の規定に該当する場合は免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10以上の金額とする。ただし、契約事務取扱規程第29条の規定に該当する場合は免除する。

## 12 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札に関する説明会及び現場説明会は、実施しない。
- (3) 入札参加資格に関するヒアリングは、実施しない。ただし、必要と認めた場合には説明を求めることがある。

- (4) この入札説明書の交付を受けた者は、秋田県立循環器・脳脊髄センターから提供を受けた文書、図面、データ等（追加資料を含む）を第三者に漏らしてはならず、本件の調達手続き以外の目的（広告、宣伝、販売促進等を含む）に使用してはならない。

## 地方独立行政法人秋田県立病院機構契約事務取扱規程（抜粋）

### （競争入札の参加者の資格）

- 第3条 理事長は、特別の理由がある場合を除くほか、競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。
- 2 法人が行う競争入札に参加できる者は、原則として秋田県の建設工事、測量・建設コンサルタント等及び委託役務並びに物品調達に関する入札参加資格登録を得ている者とする。
- 3 理事長は、秋田県により指名停止の措置がなされている者を、当該指名停止の期間、競争入札に参加させないことができる。
- 4 理事長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後2年間競争入札に参加させないことができる。
- 一 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - 二 公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
  - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - 六 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他使用人として使用した者

### （入札保証金の納付及び還付）

- 第6条 会計規程第42条第1項に規定する入札保証金の額は、入札に参加しようとする者の見積る契約金額の100分の5以上の金額とする。
- 2 入札保証金の納付は、次の各号に掲げる担保の提供をもって代えることができる。この場合において、提供される担保の価値は、当該各号に定めるところによる。
- 一 国債又は地方債 額面金額又は登録金額
  - 二 政府の保証のある債券又は銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券 額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額
  - 三 銀行又は理事長が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手 小切手金額
  - 四 銀行又は理事長が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形 手形金額
  - 五 銀行又は理事長が確実と認める金融機関に対する定期預金債権 当該債権の証書に記載された債権金額
  - 六 銀行又は理事長が確実と認める金融機関の保証 保証書に記載された保証金額

- 3 入札保証金は、落札者が納めたものについては契約を締結した後に、その他の者が納めたものについては入札終了後速やかに還付するものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、落札者が納めた入札保証金は、その者の申出により契約保証金に充当することができる。

(入札保証金の免除)

第7条 理事長は、契約の締結に当たり競争入札の方法によろうとする場合において、入札に参加しようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- 一 保険会社との間に法人を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該保険証券が提出されたとき。
  - 二 第3条又は第4条に規定する資格を有する者による一般競争入札に付する場合において、落札者（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業（以下「特定事業」という。）を実施する場合にあっては、落札者が設立する株式会社（以下「特定事業実施会社」という。）が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
  - 三 指名競争入札に付する場合において、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- 2 前項第二号又は第三号の規定による入札保証金の納付の免除は、概ね次の要件を満たす場合とする。
- 一 国、地方公共団体、独立行政法人又は地方独立行政法人が行った過去の入札において、落札後契約を確実に締結していること。
  - 二 国、地方公共団体、独立行政法人又は地方独立行政法人と交わした過去の契約において、契約を誠実に履行していること。
  - 三 社会的及び経済的信用、技術並びに能力を有していること。

(契約保証金の納付)

- 第28条 会計規程第43条第1項に規定する契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上の金額とする。
- 2 第6条第2項の規定は、契約保証金の納付について準用する。
  - 3 契約保証金の納付は、前項に定めるもののほか、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和20年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証の提供をもって代えることができる。この場合において、提供される担保の価値は、保証書に記載された保証金額による。

(契約保証金の免除)

第29条 理事長は、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の方法により契約を締結しようとする場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- 一 契約の相手方が保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- 二 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- 三 一般競争入札及び指名競争入札に参加する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年の間に国、地方公共団体、独立行政法人又は地方独立行政法人と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- 四 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- 五 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納される時。
- 六 指名競争入札に係る契約又は随意契約を締結する場合において、契約金額が100万円以内であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- 七 前各号に掲げるもののほか、その他理事長が契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認めたとき。



地方独立行政法人秋田県立病院機構会計規程（抜粋）

（入札保証金）

第42条 競争入札により契約を締結しようとするときは、入札に参加しようとする者に別に定める率又は額の入札保証金を納めさせるものとする。

2 前項の規定による入札保証金の納付は、国債、地方債の他、次の各号に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

- 一 銀行振出小切手
- 二 銀行保証小切手
- 三 郵便振替貯金払出証書
- 四 郵便振替証書

3 前項の場合において、国債及び地方債の担保の価値は、その額面金額によるものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、入札保証金は、別に定めるところにより免除することができる。

（契約保証金）

第43条 法人と契約を締結する者に別に定める率又は額の契約保証金を納めさせるものとする。

2 前条第2項、第3項及び第4項の規定は、前項の規定による契約保証金の納付について準用する。

秋田県立循環器・脳脊髄センター  
総合医療情報システム更新支援業務仕様書

1 委託業務名

秋田県立循環器・脳脊髄センター総合医療情報システム更新支援業務

2 業務の目的

本業務は、総合医療情報システム（以下「システム等」という。）更新に係る調達手続きについて、調査、業務フロー作成、基本計画立案に至るまで支援及び助言を実施することを目的とする。

3 履行場所

秋田県秋田市千秋久保田町6番10号 秋田県立循環器・脳脊髄センター

4 業務期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

5 実施体制等

- (1) 受託者は、システム等を更新するため、当センターと協力して専門的な知見の提供、公平・中立な立場からの適切な助言と必要な業務支援を誠実に実施すること。
- (2) 受託者は、システム等の知識と経験を十分に有する人材を配置すること。
- (3) 受託者は常に当センターの担当者と電話や電子メール等で連絡の取れる体制とし、業務の遂行に当たっては担当者と十分な連絡を取り合い、処理方針については当センターの指示および承諾を受けるものとする。
- (4) 本委託業務に関して、契約書および本仕様書に明示されていない事項であっても、検討に当然に必要となる事項については、当センターの要請に応じて、受託者が誠実に対応すること。
- (5) 受託者は、本業務に関する先進事例の調査及び分析を通じ、本仕様書に記述された内容にとどまらず、当センターに有益な助言や情報提供を積極的に行うこと。
- (6) 本業務の遂行によって生じる権利は、当センターに帰属するものとする。
- (7) 受託者は、業務遂行に伴い開催する会議の協議事項について、協議内容、決定事項、出席者等を記載した記録を作成し、当センターに対して提出すること。
- (8) 受託者は、当該業務の進捗状況について、随時、当センターに報告し、その指示を受けること。
- (9) 受託者は、契約の履行及び品質の管理を目的として、以下の役割の者を配置すること。

①業務責任者

契約の履行に関して業務の管理及び統括等を行う者

②品質管理責任者

委託業務の品質を管理する者  
業務責任者とは別の者であること。

③プロジェクトマネージャー

現場にて委託業務を管理しつつ、業務に従事する者

- (10) 業務責任者、品質管理責任者及びプロジェクトマネージャーとして参画する者は、同一法人内に研究部門を併設する医療機関（大学病院等）における医療情報システムの導入支援に係るコンサルティング業務を完遂した実績を複数有すること。また、過去1年以内に1件以上の実績を有すること。
- (11) IPA（独立行政法人情報処理推進機構）が認定する情報処理技術者（高度な知識・技能を有するものに限る）、PMP（Project Management Professional）、一般社団法人日本医療情報学会が認定する上級医療情報技師のいずれかの資格を有している者を複数配置すること。

6 整備を想定する範囲

- (1) ハード更新（サーバ、クライアント、ネットワーク機器、スキャナ、プリンタ、診察券発券機、自動精算機、バーコードリーダー等）
- (2) 新規整備対象システム（感染管理システム、地域連携システム、二要素認証機能、電子処方箋、医療情報プラットフォーム等）  
特に記載のないシステムについては現行バージョンでの継続使用を想定している。

7 業務内容

以下の業務を実施すること。

- (1) 現システムの現状や課題の調査、分析及び改善策の提案

【調査・分析等を行うべき主な項目】

ア 現基幹システム及び部門システム等のシステム構成（ハードウェア、ソフトウェア）、ネットワーク機器の配置状況やその接続経路、部門システムに接続される医療機器等の設置状況やその接続状況、データ規模、運用状況等を調査・分析する。

イ 現システムの実態調査を踏まえ、患者サービスの向上、院内業務の効率化、医療安全の確保等の観点より、課題を抽出し、各部門の要望事項などをまとめるとともに、改善策についても提案する。なお、提案に当たっては、各種メーカー製品の機能比較や他病院事例等の分析及び比較も併せて行う。

ウ IT技術を活用した業務効率化等の成功事例や最新技術の応用について提案をする。

エ サーバ台数について、仮想化技術を利用するなど、ライフサイクルコストを縮減する方法について検討する。

オ 保守業務の効率化を図るために、現状の保守範囲や保守内容・体制などを整理し、

改善策を提案する。

(2) 業務フローの作成

現システムの分析結果等を踏まえ、基本的な運用業務フローを作成する。

(3) 新システム構築に係る基本計画の策定

新システム整備に係る予算を踏まえ、システム化の範囲やネットワーク構成、最適な移行計画の検討などを行う。また、定性的・定量的効果を明らかにし、導入の優先順位について提案する。

なお、提案にあたっては新システム調達の前提条件の設定等を行う。

【前提条件として設定すべき主な項目】

ア 調達するシステム構成

イ 実装すべき基本機能

ウ 電子カルテシステムと各部門システムの接続要件

エ 新システムで必要とするネットワーク要件及び調達仕様

オ 調達する全ての機器（配置場所を含む。）

カ 移行するデータ等

コ 正当な理由なく特定メーカーの製品に依存した記述は行わないこと

8 成果品

①基本計画書（基本業務フローを含む。）

②関連書類（ヒアリング結果資料、各種会議録、調達範囲及び費用積算等に関する検討資料一式）

③その他、業務上必要となり準備した資料等

④上記資料のデータを記録した電子媒体一式

9 その他

(1) 本業務の履行に必要な旅費、機材、消耗品等はすべて受託者の負担とする。

(2) 本業務について、当センターが提供した情報等は、毀損または滅失しないよう丁寧に扱い、本業務の委託期間終了までに返却しなければならない。

(3) 本業務履行にあたり、システムベンダーから金品等の供与を受けないこと。

(4) 成果品については、平易な表現で図表化する等視覚的にわかりやすいものとする。

(5) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合及び受託業務の細目については、当センターと受託者で協議の上、決定するものとする。

# 業務委託契約書

地方独立行政法人秋田県立病院機構 理事長 鈴木 明文（以下「甲」という。）と株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇（以下「乙」という。）とは、次のとおり委託契約を締結する。

## （委託）

第1条 甲は、秋田県立循環器・脳脊髄センター総合医療情報システム更新支援業務（以下「委託業務」という。）の処理を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

## （委託期間）

第2条 この契約による委託期間は、契約締結の日から令和7年3月31日までとする。

## （委託料）

第3条 委託料は、〇〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税額 〇〇〇円）とする。

2 乙は、委託業務終了後、別紙仕様書記載の成果品及び委託料請求書（月額〇〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税額〇〇〇円））を甲に提出するものとする。

3 甲は、前項の成果品書及び委託料請求書が正当であると認めたときは、当該書類を受理した日の翌月末日までに、乙に対し委託料を支払うものとする。

## （契約保証金）

第4条 契約保証金の取扱いについては、地方独立行政法人秋田県立病院機構契約事務取扱規程第29条第1項第3号により免除する。

## （委託業務の処理方法等）

第5条 乙は、別紙仕様書により、委託の本旨に従い善良な管理者の注意をもって委託業務を処理するものとする。

2 甲は、乙が行う委託業務作業に立ち会うものとする。

## （調査等）

第6条 甲は、乙の委託業務の処理状況について、随時に調査し、もしくは必要な報告を求め、又は委託業務の処理に関して、乙に必要な指示を与えることができるものとする。

## （報告）

第7条 乙は、委託業務が全て完了後7日以内に委託事業終了届を甲に提出し承諾を得なければならない。

## （基準に不適合の場合）

第8条 甲は、乙の作業が仕様書に適合しないと認めたときは乙に指示し手直しをさせるものとする。この場合の費用は、乙の負担とする。

## （危険負担）

第9条 本契約に基づく委託業務の実施にあたり生じた損害は、甲の責めに帰すべき理由による場合を除き、乙が負担する。

2 本契約に基づく委託業務の実施にあたり第三者に及ぼした損害は、甲の責めに帰すべき理由による場合を除き、乙が負担する。

3 天災その他不可抗力による損害が認められる場合において、乙が善良な管理者としての注意を怠らなかつたと認められるときは、乙はその責任を逃れることができる。

## （設備等の使用）

第10条 乙が別紙仕様書記載の履行場所で委託業務を実施するために必要な光熱水費の経費は、甲の負担とする。

2 乙は、前項の光熱水費の使用については極力節減し、効率的に行わなければならない。

(委託業務の実施に係る損害)

第 11 条 委託業務の粗雑及び不十分等の原因により事故発生した場合、全ての責任は、乙が負うものとし、乙が派遣した技術員が委託業務の作業中に負傷、又は死亡した場合も同様とする。

2 乙は、委託業務の実施にあたり、その責に帰すべき理由により甲、又は第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責を負うものとする。

(権利譲渡の禁止)

第 12 条 乙は、この契約によって生ずる権利及び義務を第三者に譲渡、もしくは継承させてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

(再委託の禁止)

第 13 条 乙は、委託業務の処理を他に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

(履行遅滞による遅滞料)

第 14 条 乙は、乙の責めに帰すべき理由により、契約期間内に委託業務を完了することができないときは、契約期間満了の到来の日の翌日から合格品を完納する日までの日数に応じ、契約金額（履行が可分の契約であるときは、履行遅滞となった部分の金額）につき、年 3 パーセントの割合で計算した額を遅滞料として甲に支払わなければならない。

2 前項の遅滞料徴収日数の計算については、検査に要した日数並びに乙の故意又は重大な過失によらない事由による取替又は改善に要した日数は、算入しないものとする。

(甲の解除権)

第 15 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 正当な理由なくこの契約の全部又は一部を履行しないとき。

(2) 乙の責めに帰する理由により契約期間内に委託業務を完了しないとき、又は完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(3) この契約の締結又は履行に当たり不正な行為をしたとき。

(4) この契約に定める条項に違反し、又は違反するおそれがあると認められるとき。

(5) 故意又は過失により甲に重大な損害を与えたとき。

(6) 甲が行う委託業務の検査に際し乙に詐欺その他の不正行為があったとき。

(7) 乙からこの契約の解除の申し入れがあったとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、違約金として、契約金額の 100 分の 5 に相当する額を、甲の指定する日までに、甲に支払わなければならない。

3 前項の場合において、甲は、第 4 条の規定により、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

4 前 2 項の規定による違約金の支払いは、別に損害賠償の請求を妨げるものではない。

5 乙は、この契約により、甲に支払うべき債務が生じた場合において、その債務額を甲の指定する期限内に納付しないときは、指定期限日の翌日から納付の日までの日数に応じ債務額に対して年 3 パーセントの割合で算出した金額を遅滞料として併せて甲に納付しなければならない。

6 甲は、第 1 項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

第 16 条 甲は、この契約に関して乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 8 条の 4 第 1 項の規定による必要な措置を命ぜられたとき。

(2) 独占禁止法第 7 条第 1 項若しくは第 2 項（第 8 条の 2 第 2 項及び第 20 条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 8 条の 2 第 1 項若しくは第 3 項、第 17 条の 2 又は第 20 条第 1 項の規定による排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受けたとき。

- (3) 独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）又は第7条の9第1項若しくは第2項の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を受けたとき、又は第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同条第7項の規定により納付命令を受けなかったとき。
- (4) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- (5) 公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者に該当すると認められたとき。

第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（乙が個人である場合にあってはその者を、乙が法人である場合にあってはその法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うことを助長するおそれがある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。
  - (2) 暴力団関係者が顧問に就任するなど、事実上経営に参加していると認められるとき。
  - (3) 役員等が業務に関し、不正に財産上の利益を得るため、又は債務の履行を強要するために暴力団関係者を使用したと認められるとき。
  - (4) 役員等がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団関係者に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
  - (5) 役員等が暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 2 乙は、前項の規定によりこの契約が解除されたときは、違約金として契約金額の100分の5に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

（乙の解除権）

第18条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 甲がこの契約に違反し、その違反により委託業務を履行することが不可能となったとき。
- (2) 天災その他自己の責めに帰することができない理由により、委託業務を履行することが不可能又は著しく困難となったとき。

（乙の損害賠償請求）

第19条 甲は、第15条第6項の規定によりこの契約を解除した場合において、これにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償金の額は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

- 2 前項の規定は、前条第1号に該当し、同条の規定によりこの契約が解除された場合について準用する。

（甲の損害賠償請求）

第20条 乙は、この契約に関して第1号から第5号までのいずれかに該当するときは、賠償金として契約金額の総額の100分の20に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、この契約の履行が完了した後も同様とする。

- (1) 乙が排除措置命令を受け、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号。以下「行訴法」という。）第14条第1項又は第2項に定める期間内に抗告訴訟を提起しなかったとき。
  - (2) 乙が納付命令を受け、行訴法第14条第1項又は第2項に定める期間内に抗告訴訟を提起しなかったとき。
  - (3) 乙が排除措置命令又は納付命令に係る抗告訴訟を提起し、当該訴訟について棄却又は却下の判決が確定したとき。
  - (4) 第12条第4号に規定する刑が確定したとき。
  - (5) 第12条第5号に該当したとき。
- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が、前項に規定する賠償額を超える場合において、甲がその超える部分に相当する額につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約の変更)

第 21 条 この契約締結後、経済情勢及び市況の変動により、契約金額が不相当と認められるときは、甲乙協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

(契約の費用)

第 22 条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(相殺)

第 23 条 甲は、乙に対して有する金銭債権があるときは、乙が甲に対して有する保証金返還請求権、契約金額請求権及びその他の債権と相殺することができる。

2 前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、乙は、甲の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。

(紛争の処理)

第 24 条 乙は、この契約に関し第三者との間に甲の責めに帰さない紛争が生じたときは、乙の責任と負担においてその一切の処理をするものとする。

(個人情報保護)

第 25 条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(疑義等の決定)

第 26 条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を 2 通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 秋田県秋田市千秋久保田町 6 番 1 0 号  
地方独立行政法人 秋田県立病院機構  
理事長 鈴木 明文

乙  
株式会社〇〇〇〇  
代表取締役 〇〇 〇〇



## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

### (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

### (責任体制の整備)

第3 乙は、個人情報の適正な取扱いについて、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

### (責任者等の届出)

第4 乙は、この契約による個人情報の取扱いに係る業務の責任者（以下「責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「従事者」という。）を定め、書面によりあらかじめ、甲に届け出なければならない。これらの者を変更しようとするときも、同様とする。

2 乙は、責任者に従事者がこの特記事項に定める事項を適切に実施するよう監督させなければならない。

3 乙は、従事者に、責任者の指示に従い、この特記事項に定める事項を遵守させなければならない。

### (派遣労働者の利用時の措置)

第5 乙は、この契約による業務を派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）に行わせる場合は、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合の守秘義務の期間は、第2の期間に準ずるものとする。

2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

3 乙は、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して、派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

### (教育の実施等)

第6 乙は、個人情報の適正な取扱い、情報セキュリティに対する意識の向上、この特記事項において責任者及び従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、責任者及び従事者全員に対して実施しなければならない。

2 乙は、責任者及び従事者に対して、在職中又は退職後においてもその業務に関して知り得た個人情報を不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用してはならないこと、これに違反した場合の罰則規定が個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）にあることその他個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を周知しなければならない。

### (再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、第三者にその取扱いを委託し、又はこれに類する行為（以下「再委託」という。再委託の相手方が当該再委託をする者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。）をしてはならない。

2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して甲の承認を得なければならない。承諾を得た再委託の内容を変更しようとする場合も、同様とする。

(1) 再委託を行う業務の内容

(2) 再委託で取り扱う個人情報

(3) 再委託の期間

(4) 再委託が必要な理由

(5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）

(6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者

(7) 再委託の相手方に求める個人情報の適正な取扱いに関する措置の内容

(8) 再委託の相手方の監督方法

- 3 前項の場合、乙は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。
- 4 乙は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報の適正な取扱いの方法について具体的に規定しなければならない。
- 5 乙は、この契約による業務を再委託した場合、その履行を管理及び監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。
- 6 第2項から前項までの規定は、再委託の相手方が更に再委託（以下「再々委託」という。）を行う場合以降について準用する。これらの場合において、「乙」とあるのは「再々委託する者」等と、「再委託の相手方」とあるのは「再々委託の相手方」等と、「再委託契約」とあるのは「再々委託契約」等と委託の段階に応じて読み替えるものとする。

(取得の制限)

第8 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を取得するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第9 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第10 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、複製し、又はこれらに類する行為をしてはならない。

(個人情報の安全管理)

第11 乙は、この契約による個人情報の取扱いについて、法に基づく安全管理措置を講ずるとともに、次の各号の定めるところにより、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び従事者を明確化し、取扱規程等を策定すること。
- (2) 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 従事者の監督・教育を行うこと。
- (4) 個人情報を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除、機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止、情報漏えい等の防止を行うこと。

(漏えい等の防止)

第12 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損（以下「漏えい等」という。）の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 乙は、甲からこの契約による業務を処理するために利用する個人情報の引渡しを受ける場合は、甲が指定した手段、日時及び場所で引渡しを受けた上で、甲に受領書を提出しなければならない。
- 3 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を特定し、あらかじめ甲に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更する場合も同様とする。
- 4 乙は、甲が承認した場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を特定した作業場所から持ち出してはならない。
- 5 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を運搬する場合は、その方法（以下「運搬方法」という。）を特定し、甲に届け出なければならない。その特定した運搬方法を変更しようとする場合も、同様とする。
- 6 乙は、従事者に対し、身分証明書を常時携帯させるとともに、事業者名を明記した名札等を着用させて業務に従事させなければならない。
- 7 乙は、この契約による業務を処理するために使用するパソコンや電子媒体（以下「パソコン等」という。）を台帳で管理するものとし、甲が承認した場合を除き、当該パソコン等を特定した作業場所から持ち出しては

ならない。

- 8 乙は、この契約による業務を処理するために、私用のパソコン等その他の私用物を持ち込んで使用してはならない。
- 9 乙は、この契約による業務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他個人情報の漏えい等につながるおそれがあるソフトウェアをインストールしてはならない。
- 10 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、秘匿性等その他の内容に応じて、次の各号に定めるところにより管理しなければならない。
  - (1) 個人情報は、施錠できる保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室等に保管しなければならない。
  - (2) 個人情報を電子データとして保存又は甲の承認を得て持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。
  - (3) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録されたパソコン等及びそのバックアップの保管状況並びに個人情報の正確性について、定期的に点検しなければならない。
  - (4) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の受渡し、使用、複写又は複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、日時及び担当者を記録しなければならない。

第13 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、業務の完了時に、甲の指示に基づいて返還、廃棄又は消去しなければならない。

- 2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を廃棄又は消去する場合は、事前に廃棄又は消去すべき個人情報の項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法及び処理予定日を書面により甲に提出し、甲の承認を得なければならない。
- 3 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を廃棄する場合、電子媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 4 乙は、パソコン等に記録されたこの契約による業務に関して知り得た個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- 5 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 6 乙は、個人情報を廃棄又は消去した場合には、甲に対し、その日時、担当者名及び廃棄又は消去の内容を記録した書面で報告しなければならない。

(報告)

第14 乙は、甲からこの契約による業務の処理に係る個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、個人情報の取扱いに関する点検を実施し、直ちに甲に報告しなければならない。

- 2 乙は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び検査)

第15 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の処理に係る個人情報の取扱いについて、この特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを検証及び確認するため、乙及び再委託の相手方(第7に基づき再々委託を行う場合以降の当該再々委託の相手方等も、同様とする。以下同じ。)に対して、随時、実地の監査又は検査をすることができる。

- 2 甲は、前項の目的を達するため、乙及び再委託の相手方に対して必要な情報を求め、又はこの契約による業務の処理に関して必要な指示をすることができる。
- 3 乙は、甲からこの契約による業務の処理に関して改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故発生時の対応)

第16 乙は、この契約による業務の処理に関して個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、当該事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、当該事故に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を書面により甲に直ちに報告し、その指示に従わなければならない。

- 2 乙は、前項の漏えい等の事故があった場合には、直ちに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該事故に係る事実関係を当該漏えい等のあった個人情報の本人に通知し、又は本人

が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。

- 3 乙は、甲と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等の事故に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。
- 4 甲は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約の解除)

第17 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を履行しない場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第18 乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。

(様式第1号)

令和 年 月 日

地方独立行政法人秋田県立病院機構  
理事長 鈴木 明文 様

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

競争入札参加資格確認申請書

秋田県立循環器・脳脊髄センター総合医療情報システム更新支援業務に係る一般競争入札への参加資格について確認されたく、申請します。

なお、秋田県立病院機構契約事務取扱規程第3条第1項、第3項及び第4項の規定に該当しないこと、秋田県暴力団排除条例第6条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないことを誓約します。

添付書類

入札公告の3①イ、ウに関する書類

# 入札書

令和 年 月 日

契約担当者

地方独立行政法人秋田県立病院機構  
理事長 鈴木 明文 様

代表者が 入札する 場 合	住 所 商号又は名称 氏 名	印
代理人が 入札する 場 合	代 理 人 氏 名	印
	委任者の商号 又 は 名 称	

次のとおり入札します。

入札に付する事項	秋田県立循環器・脳脊髄センター 総合医療情報システム更新支援業務
入 札 金 額	¥

備考：当該金額に10/100に相当する額を加算した金額が法律上の入札価格である。

# 委任状

(印紙不要)

令和 年 月 日

契約担当者

地方独立行政法人秋田県立病院機構  
理事長 鈴木 明文 様

私は、(受任者住所氏名)

使用 印鑑	
----------	--

を

代理人と定め、秋田県立循環器・脳脊髄センター総合医療情報システム更新支援業務  
入札に関する一切の権限を委任します。

委任者 住 所

商号又は名称

氏 名

印